

## 市民参加推進員について

久喜市市民参加条例（抄）

平成 22 年 3 月 23 日  
条例第 3 号

（市民参加推進員の公募、登録及び役割）

第 16 条 市長は、市民参加を推進するため、13 歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2～6 略

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をするよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。
- (2) この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

### < 前回の会議で出された意見 >

- ① 市民参加推進委員について、まちづくりに参加したいと思うような愛称・キャッチフレーズが必要である。
- ② 若い世代へのアピールとして、ツイッターなどの SNS で市民参加推進の登録をよびかける。
- ③ 仲間づくりの機会の提供のためにも、協働のまちづくり講演会に市民参加推進員も参加するのはどうか。

### < 今後の対応 >

① について

#### ☆ 市民参加推進員の愛称及びキャッチフレーズの決定

・ 来年 1 月に市内公共施設や中学校、高校に市民参加推進員の募集チラシを配布することを考えているため、愛称及びキャッチフレーズについては、本日委員の皆様から提出していただいたものを元に、今回の会議で決定する。

→ [資料 4 - 2](#) 市民参加推進員の愛称・キャッチフレーズ参照

→ 決定後チラシに掲載 [資料 4 - 3](#) 参照

② について

#### ☆ SNS の活用

・ ツイッターに投稿し、市民参加推進員の登録を呼びかける。

→ 140 字までという制限があるが掲載可能。

③ について

講演会の手法、規模や協働のまちづくりを進める他の団体と共催することも含め検討中。